

⑦PM2.5に関する注意喚起

PM2.5が高濃度となった場合等、来館者に注意喚起をします。大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報等を発信し、注意喚起を行います。

ア) 情報発信機関

鳥取県生活環境部水・大気環境課

イ) 注意喚起の基準

・日平均値の予想

午前9時の一時間値から予想した当日の日平均値が、国の注意喚起のための暫定指針値等を超えると予想される場合、注意喚起を行います。

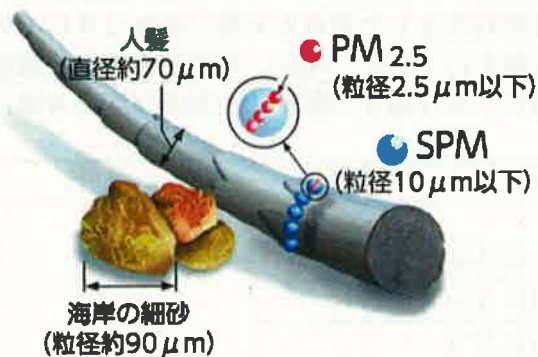
区分	予想される日平均値	判断基準 (午前9時の一時間値)	測定局
1 情報提供	35超 (環境基準)	35超	鳥取保健所局
2 警戒情報	70超 (国暫定指針値)	85超	鳥取保健所局又は米子保健所局

単位：マイクログラム／立方メートル

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準。

緊急時



出典：米国EPA

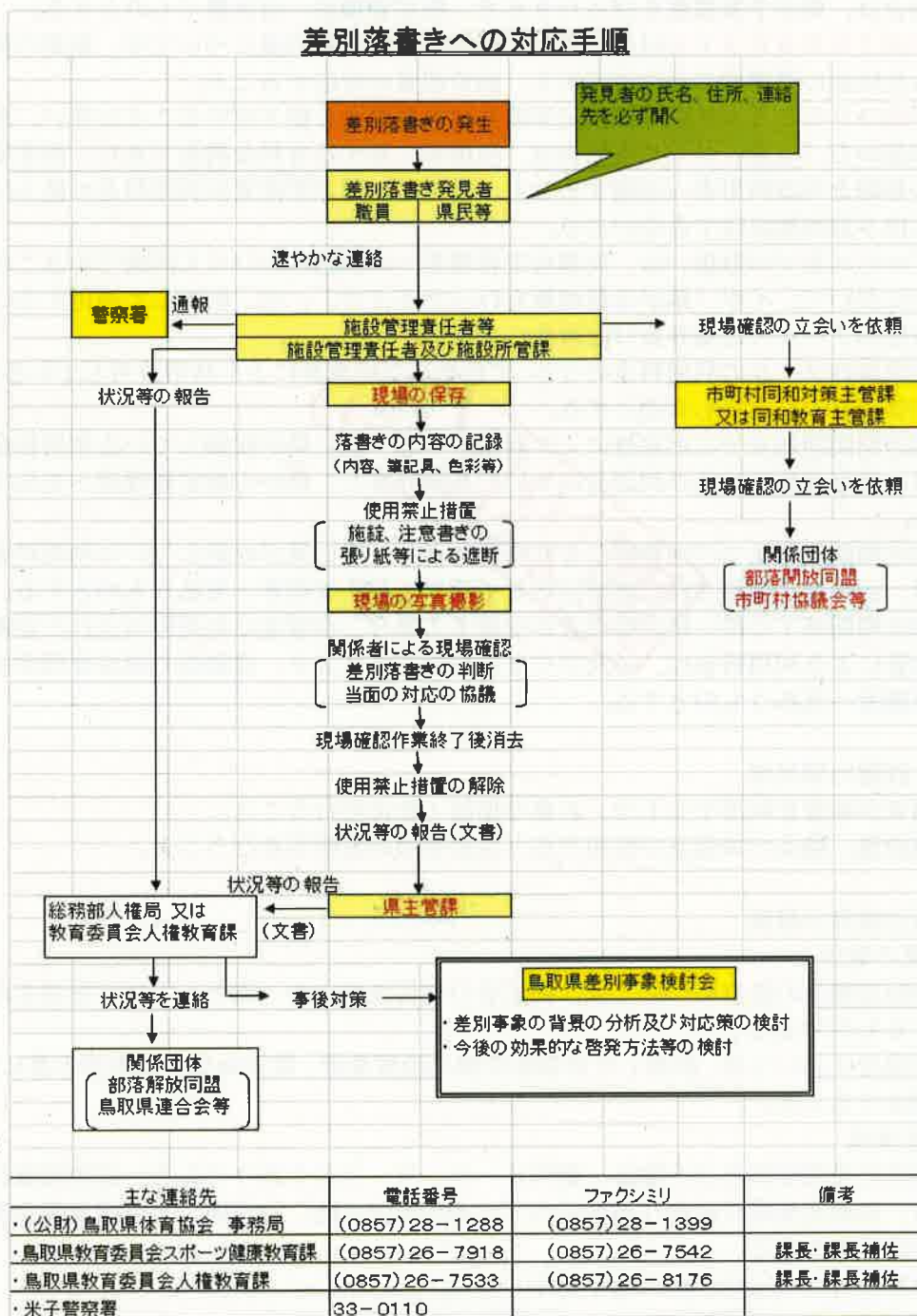
- 1
- 2
- 3
- 4
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

⑧差別落書きの対応


差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長するなどその影響は大きいものがあります。

このような差別落書きを根絶するため、「差別落書き対応マニュアル」(別紙8)に基づき、差別落書きの未然防止するとともに、適切な対応をすることにより、人権が尊重される社会づくりを目指します。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

差別落書き等に係る記録表			
発生日時	年 月 日 時 分	発生場所	
発見者氏名 (通報者)		対応した職員 氏 名	
住 所			
電話番号			
○落書き等内容・筆記具・色彩など			
○現場写真			
			
○備 考			
鳥 取 県 立 武 道 館			
館 長			印

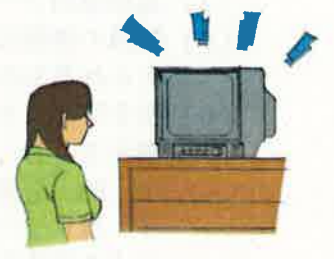
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

⑨ 新型インフルエンザのパンデミック（大流行）対応

ア) 新型インフルエンザの情報を集める

- ・保健所やその他の公的機関、経営者団体等から新型インフルエンザのパンデミック（大流行）状態についての最新情報を集めます。
- ・新型インフルエンザに関連する情報を鳥取県と鳥取県体育協会でも共有し、安全衛生委員会を設置し必要な対策を検討します。



イ) 行動計画を作成する

- ・新型インフルエンザの流行から利用者と職員を守るため、鳥取県的意思（方針）を示します。
- ・利用者・職員を守るため、人と人の接触の機会をできる限り減らす仕事手順、個人の衛生習慣、必要な医療サービスなどについて具体的な対策を作成します。

ウ) 職場での人と人が接する機会を減らす

- ・家でできる仕事であれば、家でできるような体制を作り、職員に指示します。
- ・ドアの取手、水道の蛇口、スイッチ、コピー機、その他、常に多くの人が触れる箇所を消毒し、清潔にします。



エ) 個人の感染予防策の教育・訓練

- ・すべての職員が注意深く手を洗うことを会社の習慣として確立します。
- ・不織布（ふしょくふ）製マスクなどの感染防護具を準備して職場や外出先での、職員のマスク着用を推奨します。
- ・咳やくしゃみをするときは、ハンカチや不織布製マスクで口や鼻を覆います（咳エチケット）。
- ・必要に応じてマスクを着用します。マスクは顔にフィットさせ、顔とマスクとの間に空気漏れがないようにします。



オ) 病気の職員をサポートする

自宅にいる病気の従業員やその家族をサポートするため、電話やインターネットを通じ定期的に連絡をとります。

カ) インフルエンザ感染防止目安温湿度計の設置

環境による感染対策の目安をお知らせする「季節性インフルエンザ感染防止目安温湿度計」を館内に設置することで、利用者にインフルエンザ感染対策に役立てて頂きます。

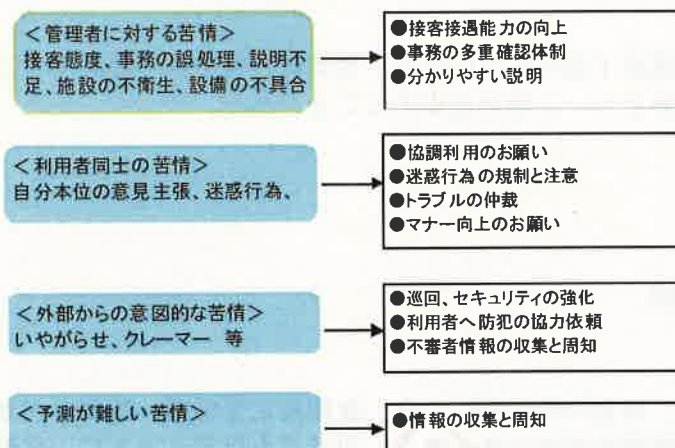


感染対策目安	絶対湿度	ウイルス感染環境	主な感染対策	ウイルス生存率
警戒	7g以下	ウイルス感染しやすい環境	加湿器などで湿度を上げたり、湿度調節が必要	20%
注意	11g以下	ウイルス感染に注意が必要な環境	湿度・温度の変化（下降）に注意	5%
ほぼ安全	17g以下	ウイルスが生存しにくい環境	適度な湿度・温度を保つ	ほぼ0%

「季節性インフルエンザの流行と絶対湿度」
 資料提供：松本市 庄田内科小児科診療 院長（注）松岡先生

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは日ごろからの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で、防止します。



起こり得る苦情

防止策

①苦情、トラブルの未然防止策

ア) 職員の教育の徹底

利用者に気持ちよく利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- ・いつも笑顔でさわやかな対応と清潔な身だしなみ。
- ・明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い。
- ・心配りのある利用者の立場に立った対応(電話、窓口業務等)。
- ・専門的な知識、技術の研鑽。

イ) 定期的な施設、設備・備品の点検と巡回の実施

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

ウ) 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの意見が苦情やトラブルに変わらないように常に利用者の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨と説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- ・利用者からの意見は、必要に応じ体育協会に報告し対応します。

②苦情、トラブルに対する対処方法

ア) 苦情の受付

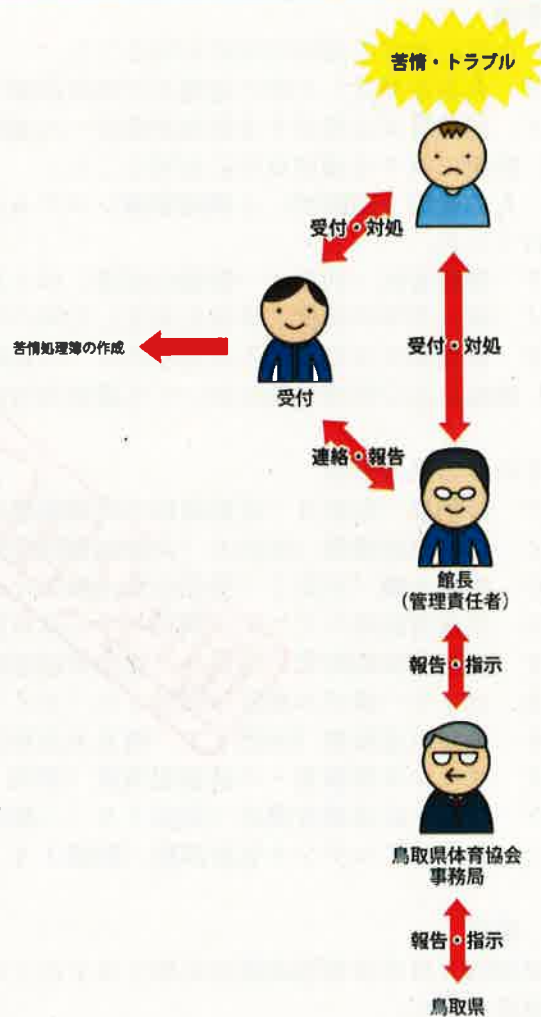
- ・苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）し、その上で説明します。
- ・利用者と論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

イ) 処理

- ・処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。また、主なものについては、体育協会ホームページでも掲示します。
- ・寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

ウ) 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
- ・他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- ・苦情処理簿を作成し、管理運営に生かします。（職員全員に処理の統一を徹底）



6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

鳥取県体育協会は、鳥取県に準じた個人情報保護規程（別紙6）を制定し、個人情報の取得、管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

- ・また、職員一人一人が規程の内容について十分認識するよう研修を行います。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を館内に掲示し、利用者等に周知するとともに、独自のホームページでも公表します。
- ・個人情報の取り扱いについては館長を責任者とし、情報の漏えい、滅失、破損、改ざん等の防止に関する事務を統括します。
- ・個人情報保護の研修を実施し、職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・職員名簿・拾得物記録・参加者名簿・事故記録簿等、個人の情報が記載されている書類は、施錠のできる書庫等に保管し、使用する際には作業責任者の許可を得ることを義務付けます。
- ・個人名の入った利用申込書等は施錠し保管して、持ち出し禁止とします。
- ・申込書等で個人情報を取得する際には、使用目的を明示し、目的の範囲内でのみ取り扱います。
- ・正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・保有する個人情報は、本人の求めに応じ、開示・訂正等を行います。
- ・個人情報は保管期限を定め、期限を経過したものは速やかにシュレッダー等で粉砕した後に廃棄します。
- ・定期的に監査を行い、個人情報の保護が適正に行われるかチェックします。

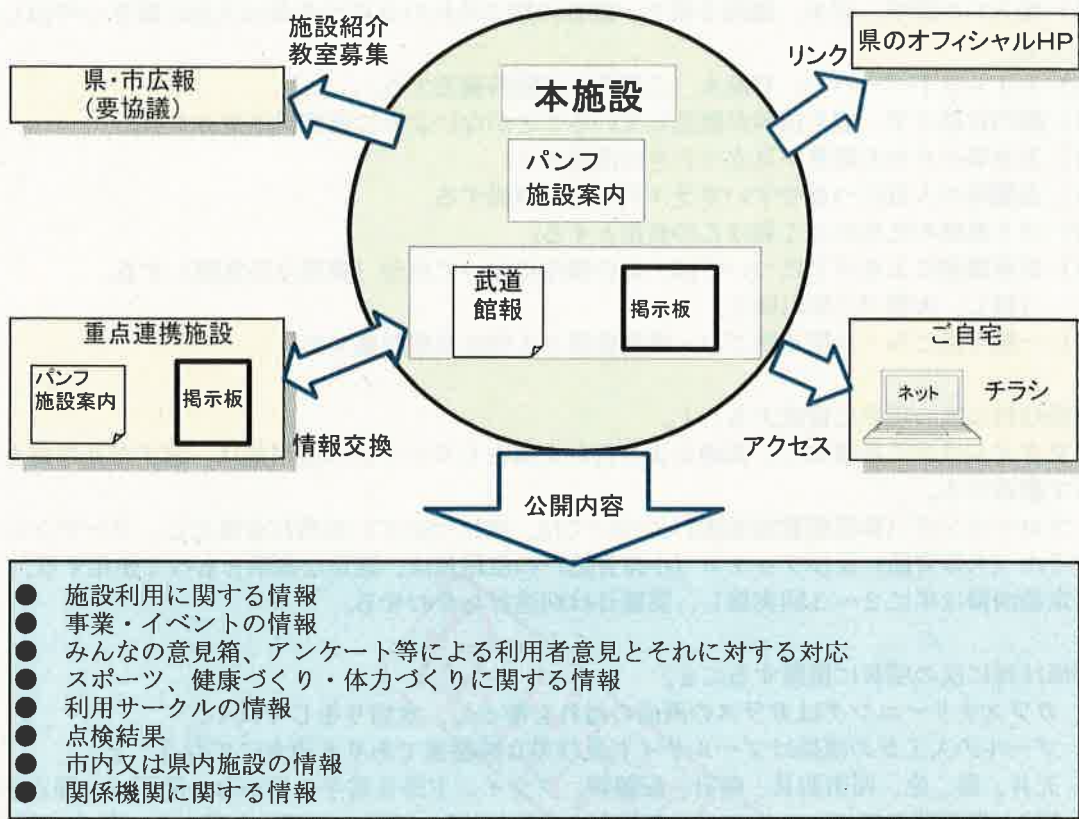
(2) 情報の公開への対応

公益財団法人鳥取県体育協会は、鳥取県情報公開条例に準じた情報公開規程（別紙7）を制定し（平成12年9月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

情報公開を行うための措置

- ・情報の開示請求については、「(公財)鳥取県体育協会情報公開規程」に従った対応を講じます。また、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。
- ・利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」の観点から、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施します。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12



個人情報

より効果的な広報を行っていくために、県内に発信するもの、地域に対して発信するもの、利用客に発信するものに位置づけて実施します。

県内に発信	
オリジナルHP	→ 県体協のHPや他関連施設のHP等とリンク
マスメディア	→ 新聞、テレビ、雑誌等へ投げかけ
地域に対して発信	
チラシ配付	→ スポーツ教室、イベントなどの情報を保育園や学校、地域公民館などに配布
利用者に発信	
ポスター・チラシ	→ 子どもからお年寄りまでが見て解る情報

7 武道（スポーツ）の普及振興

（1）武道（スポーツ）の普及振興の考え方

本県武道の拠点施設として、施設の特性と職員の専門性を生かすことと併せ、今まで培ってきた関係武道団体等との連携・協力により県内における武道の振興を図ります。

武道教室を始めとして、以下の事業に積極的に取り組んでいくことにより武道の普及に努めます。

（2）武道の普及振興に係る事業

① 武道教室の充実

武道の称号受有者・有段者である職員の専門性を生かして武道教室を実施します。

対応できない競技は県連盟との連携を生かし、優秀な指導者の派遣を受けます。

（ア） 武道教室目的

武道の振興をはかると共に、忍耐・勇気・礼節を育み、体力・技術力・精神力の向上を目指すことを目的に行います。



（イ） 教室内容

種目	対象（コース）	定員 （1期につき）	期数	回数	指導者 （武道有資格）
柔道	幼児（年中・年長） ・小学生（未経験者）	10名	4	10	山岡 士朗 （柔道 五段、 日体協公認コーチ）
	小学生（経験者）	20名	4	10	
	中学生～一般	20名	4	10	
剣道	幼児（年長）～小学生 （初心者）	5名	4	10	上田 大輔 （剣道 四段）
	小学生（経験者）	15名	4	10	
	中学生（経験者）	20名	4	10	
弓道	学生・一般 （未経験者A）	15名	4	10	本田 洋平 （弓道 錬士五段、 日体協公認指導員）
	中学生～一般 （未経験者B）	20名	4	10	
	中学生～一般 （経験者）	20名	4	10	
空手道	幼児（年長）・小学生 （未経験者）	20名	4	10	連盟派遣
	小学生・中学生 （経験者）	20名	4	10	
	一般	10名	4	10	
なぎなた	幼児（年長）～一般	20名	4	10	連盟派遣

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

種目	対象(コース)	定員 (1期につき)	期数	回数	指導者 (武道有資格)
銃剣道	小学生～一般	20名	4	10	瀬尾 憲次 (銃剣道範士八段、 日体協公認上級指導員)
相撲	幼児(年長)～一般	10名	4	10	連盟派遣
合計(4期)		延べ定員 980名	延べ教室数 600教室		

(ウ) 武道教室料金 (1期間につき)

対象	料金
児童または小・中学生	1,000円
高等学校の生徒	1,500円
学生または一般	2,000円



(エ) スポーツ安全保険 (任意加入)

教室(教室送迎含む)で万が一ケガを負った場合、医療費の助成を受けることができるスポーツ安全保険への加入をお願いしています。

(オ) スポーツ安全保険加入料金 (平成25年度現在※保険料改定による変動があります)

対象	料金
児童または小・中学生	800円
高等学校の生徒・学生または一般	1,850円

■ 柔道教室 ■

1 競技特性 (ルール等)

- ・相手との直接的な格闘を課題とする対人的技能を中核としている。
- ・相手の攻撃や防御の動きをかわしながら、相手を制していく個人的な対人技能である。
- ・一定の規則に従って互いに対人技能を競い合うことで、相手を尊重し、公正な態度で安全に競技することが求められる。
- ・対人的な格闘技であり、複雑な全身運動を必要とする。(全身の鍛錬に適する)
- ・今日の柔道は、近代スポーツとして行われ普及しているが、その成立・発展の過程から「武道」としての文化的特性を含んでいる。



2 競技の魅力

- ・柔道を通じ、柔道を支える二大原理、「精力善用」と「自他共栄」。「精力善用」の「精力」とは「心と体」のこと、「善用」とは「最善活用」の略で「最も効率的に使う」ということ。「自他共栄」とは、文字通り「自分と他人が共に栄える」を実践すること。
- ・全身を用いた運動であり、心身の発育・発達に役立つこと。
- ・共通の仲間ができ、生涯を通じて取り組める。
- ・様々な運動を通じてバランス感覚を養う。
- ・受身を身に付け、日常生活でもケガをしない体をつくる。

3 教室の目的

- ・受身を身に付けケガをしない体をつくる。
- ・同じ目標を持ち、練習に取り組むことでお互いのコミュニケーションをとる。
- ・練習を通じチャレンジする気持ちを養う。
- ・相手だけでなく、自分に負けない心を養う。
- ・いろいろな動きを取り入れることで体の柔軟性を高める。
- ・相手を尊重し、お互いの心技体を高める。

4 教室内容（練習方法等）

- ・あいさつ・礼ができるように練習をする。
- ・集団での行動ができるように練習をする。
- ・いろいろな運動を行い柔軟性と体力を養う。
- ・受身を練習し、体を守る練習をする。
- ・柔道の稽古を通じて相手と自分自身に負けない気持ちを育てる。
- ・集団行動ができるように指導。
- ・自主性を養い、自ら取り組んでいく。

5 安全対策（危険防止策）

- ・畳隙間や破れた部分がないかチェック。
- ・練習中にお互いが当たらないよう注意する。
- ・投げられた時に頭部を打たないよう受身の徹底。
- ・相手を投げた時に安全に投げられるよう指導。
- ・各自が周囲に気を配り練習をするように指導。
- ・各自が相手を投げる時に安全に投げるように指導。
- ・相手を尊重する気持ちを持たせケガをさせないように指導。
- ・ケガが起きた場合、迅速に対応するため救急用具を近くに用意。
- ・体格差や実力を考慮し練習を行う。
- ・小さな危険が大きな事故に繋がらないよう、早めに対策をとる。
- ・危険な技をかけないよう指導。
- ・熱中症にならないよう適度な休憩と水分補給をとる。
- ・健康状態をチェックし顔色や疲労度に気を配る。
- ・爪等で相手にケガをさせないようにチェック。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12



●未経験者コース

- (1) 対 象 幼児（年中・年長）・小学生
- (2) 定 員 10名
- (3) 主な練習内容
 - ・礼法
 - ・受身
 - ・回転運動
 - ・立ち技の入り方
 - ・寝技の押さえ方



●経験者コース

- (1) 対 象 小学生
- (2) 定 員 20名
- (3) 主な練習内容

・礼法	・投込（立技）
・受身	・乱取（立技）
・回転運動	・寝技の入り方
・打込（立技）	・乱取（寝技）



●中学生～一般コース

- (1) 対 象 中学生～一般
- (2) 定 員 20名
- (3) 主な練習内容

・礼法	・投込（立技）
・受身	・乱取（立技）
・回転運動	・寝技の入り方
・打込（立技）	・乱取（寝技）

■ 剣道教室 ■

1 競技特性（ルール等）

- ・試合は常に1対1で戦う。
- ・試合には個人戦、団体戦がある。
- ・床に境界を含め1辺9mないし11mの正方形または長方形の試合場を作り、試合をする。境界は普通、白のラインテープを貼って分ける。
- ・選手は試合場に入り二歩進んでお互いに礼をし、三歩進んで蹲居したあと審判員の「始め」の声がかかってから立ち上がり、勝敗が決するか規定の試合時間が経つまでお互いに技を出し合う。
- ・竹刀を使用して1対1で競い、基本的に三本勝負で行うが一本勝負も認められている。
- ・3名の審判員（1名の主審、2名の副審）が紅白の旗を持ち、旗を挙げることで有効打突の意思表示とする。2名以上が有効打突の表示をした場合、もしくは1名の審判員が有効打突を表示し2名が判定の棄権を表示した場合、一本となる。
（有効打突（一本））
- ・充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部（弦の反対側の物打ちを中心とした刃部）で打突部位を刃筋正しく打突し、残心のあるもの。審判員はこれに該当しているかどうかを判断して旗を挙げる。
- ・勝敗だけを競うのではなく剣道を修行していくなかで心身を錬磨し、気力・体力を鍛える。
- ・剣道の特性を通じて礼節を学んでいくことにより心豊かな人間性を目指す武道である。



2 競技の魅力

- ・生涯にわたって続けられるという点である。
- ・年齢によってできなくなる運動競技があるなか剣道は、年齢に応じた剣道ができ高齢者の方でも続けておられる方が数多い。
- ・剣道を学んでいくなかで人間形成を目指し、礼節や相手を敬う心を学ぶことができる。



3 教室の目的

- ・剣道の理念にある「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」の言葉の通り剣道を学んでいくなかで礼節などを学び心豊かな人間性を育成することを目的としています。
- ・剣道の競技人口が減っているなか幼少年から始められる場所で初心者の子どもにも楽しく続けていくことを第一とし、それにより中学・高校と長く続けていく子どもが増えていくことを望んでいます。



1

2

3

4

5

6

8

9

10

11

12

4 教室内容（練習方法等）

- ・ランニング
- ・準備体操
- ・素振り（上下素振り、正面素振り、左右面素振り等）
- ・基本練習（切り返し、面打ち、小手打ち、小手面打ち等）
- ・休憩（時期に応じて時間を決める。）
- ・打ち込み稽古またはかかり稽古または地稽古

5 教室で行っている安全対策（危険防止策）

- ・床に損傷がないか、事前に点検している。
- ・怪我を防止するため始まる前にストレッチをしている。
- ・竹刀の使い方を十分に指導し振り回したりしないよう指導している。
- ・走りまわって他の利用者や子どもに迷惑や怪我をさせないよう指導している。
- ・夏場は気温の上昇にともない熱中症になりやすいが、休憩をこまめにとり水分補給をしっかりとするよう指導している。また、熱中症になってしまった場合速やかに涼しい場所へ移動し、休ませるようにしている。その際は、保護者との連携を取りながら行っている。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

●初心者コース

(1) 対 象 幼児（年長）～小学生

(2) 定 員 5名

(3) 主な練習内容

- ・礼儀作法
- ・竹刀の使い方
- ・基本練習（構え、すり足、発声練習）
- ・素振り（上下素振り、正面素振り、左右面素振り、早素振り）
- ・踏み込み練習

●小学生経験者コース

(1) 対 象 小学生

(2) 定 員 15名

(3) 主な練習内容

- ・礼儀作法
- ・切り返し
- ・基本打ち（面打ち、小手打ち、小手面打ち、胴打ち）
- ・打ち込み稽古
- ・地稽古
- ・掛かり稽古

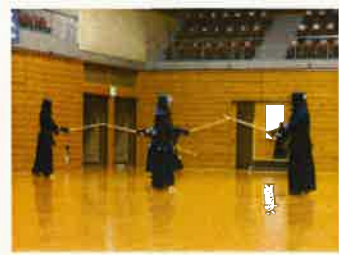
● 中学生経験者コース

(1) 対 象 中学生

(2) 定 員 20名

(3) 主な練習内容

- ・ 切り返し
- ・ 基本打ち (面打ち、小手打ち、小手面打ち、胴打ち)
- ・ 引き技 (引き面、引き小手、引き胴)
- ・ 応じ技 (面に対して、小手に対して)
- ・ 地稽古
- ・ 掛かり稽古



■ 弓道教室 ■

1 競技特性 (ルール等)

- ・ 的までの距離が28mで行われる近的競技、60mの遠的競技がある。
- ・ 個人競技、団体競技がある。
- ・ 近的競技は主に直径36cmの霞的 (かすみまと) または星的 (ほしまと) を使用する。
- ・ 遠的競技は主に直径1mの霞的または得点的を使用する。
- ・ 競技は主に的中制 (「あたり」「はずれ」のみで判定し、的のどこに中ってもよい) で行われる。
- ・ 国民体育大会では遠的競技が得点制 (的の中心から黄10点、赤9点、青7点、黒5点、白3点と色分けされた的を使用し、中った矢の位置の合計得点で勝敗を決める) で行われている。
- ・ 弓道は激しい動きがないものの、相手が人ではなく的と自分自身であるため、極めて高い精神力や集中力が要求される武道である。



2 競技の魅力

- ・ 自分の体力・技術に合った道具を使用することで、老若男女問わずに行うことのできる武道であり生涯スポーツである。一生楽しむことができる。
- ・ 激しい動きはないものの、歩き方、すわり方、立ち方等の基本動作が適度にあり、健康維持に役立つといわれている。
- ・ 他の武道と違い相手が人ではなく的であり、自分自身の精神力、集中力が求められるため、それらを鍛えることができる。

1
2
3
4
5
6
8
9
10
11
12

普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

- ・スポーツの楽しさと日本文化の両方に触れることができる。
- ・茶道などと同じく礼儀作法を身につけることができる。
- ・的に矢が中ったときの爽快感、気持ちよさ。
- 3 教室の目的
 - ・弓道を通じてスポーツや趣味として楽しむことで精神力・体力を向上させる。
 - ・礼儀作法や美しい動作を学ぶことにより至誠・礼節といった精神を養い、人間形成を図る。
 - ・弓道の競技人口拡大（普及・振興）と競技力向上を目指す。
- 4 教室内容（練習方法等）
 - ・準備体操（ウォーミングアップ）、整理体操（クールダウン）。
 - ・危険防止についての指導。
 - ・道具の取扱いについての指導。
 - ・射法八節（弓を引くための動作）についての指導。
 - ・基本動作（立ち方、歩き方、すわり方等）についての指導。
 - ・素引き、ゴム弓練習の指導。（矢を番えず素手で弓を引き、弓を引く力をつける）
 - ・巻藁練習の指導。（矢を番え、巻藁を利用して近距離から矢を放つ）
 - ・射込み練習（的前練習）の指導。（的に向かって実際に矢を放つ）
- 5 教室で行っている安全対策（危険防止策）
 - ・道具の管理。（道具の破損のチェック）
 - ・ウォーミングアップとクールダウンを行い怪我の予防。
 - ・事故実例をあげて危険防止の説明を行い、指導者と生徒による相互理解を高める。
 - ・初心者射場は射場の中心付近でのみの行射を行わせる。（行射が失敗した場合の矢の飛び出しを防ぐため）
 - ・矢取りの際に声掛けを行い、射場から合図があつてから矢取りを行わせる。
 - ・矢取りの際には回転灯を使用する。
 - ・矢取りに入っている場合には、射場の射手は矢つがえや取り懸けを行わない。
 - ・防矢用衝立の活用。
 - ・万が一ケガ等が起こった場合の応急処置について、指導者、生徒ともに十分理解し、ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。
 - ・特に夏場には熱中症予防として、適宜水分を摂取し、休憩しながら教室を行う。



●未経験者Aコース

- (1) 対象 学生～一般の弓道未経験者
- (2) 定員 10名
- (3) 主な練習内容
 - ・危険防止の指導。
 - ・射法八節（弓を引くための動作）の習得。
 - ・射技指導。

- ・入退場の練習。
- ・基本動作（立ち方、すわり方、歩き方など）の習得。
- ・ゴム弓を使用しての体力強化と離れの習得。

●未経験者Bコース

(1) 対 象 中学生～一般の弓道未経験者

(2) 定 員 20名

(3) 主な練習内容

- ・危険防止の指導。
- ・射法八節（弓を引くための動作）の習得。
- ・射技指導。
- ・基本動作（立ち方、すわり方、歩き方など）の習得。
- ・入退場の練習。
- ・ゴム弓を使用しての体力強化と離れの習得。
- ・中学生は体力に応じて指導を行う。

●経験者コース

(1) 対 象 中学生～一般の弓道経験者

(2) 定 員 20名

(3) 主な練習内容

- ・危険防止の指導。
- ・射技指導の発展。
- ・基本動作（立ち方、すわり方、歩き方など）の発展。
- ・立を組んでの所作指導。
- ・審査や大会に備えての立の指導



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

■ 空手道教室 ■

1 競技特性（ルール等）

- ・競技には「組手競技」と「形競技」がある。
- ・流派などにより試合規定が異なる場合がある。

（組手競技）

- ・相手を蹴り・突きなどで攻撃し、「1本」「技あり」「有効」のポイントで勝敗を競う。
- ・相手の身体寸前にコントロールして止める、いわゆる「寸止め」を採用している。（形競技）
- ・2名の選手がきめられた形を演武し、勝敗は審判の旗判定（多数決）によって決まる。



2 競技の魅力

- ・空手道の突き・受け・蹴りなどの動きには、「キメ」と呼ばれる体の締めや集中が含まれ、形競技、組手競技とも迫力ある攻防がみられる。
- ・個人のペースで練習でき、また正しい方法で稽古すれば、競技を引退したあとも、年齢に応じて稽古し上達できるのも魅力である。

3 教室の目的

- ・空手道の振興と普及。
- ・初心者には空手道の正しい基本を習得してもらうこと。
- ・空手道を通じて礼儀作法を中心に行い心の成長に重点をおき、技術面・トレーニング等を行うことにより、体の成長や健康を養う。

4 教室内容（練習方法等）

- ・ランニング
- ・準備体操
- ・基本稽古
- ・基本移動稽古
- ・基本組手
- ・簡単な体力トレーニング



5 教室で行っている安全対策（危険防止策）

- ・子供が指導者の注意を聞くときは、「気をつけて私語しない」を徹底。
- ・集中を欠く生徒がいたら、一旦練習を休ませる。
- ・柔軟体操を多く行い、ケガの防止に努める。
- ・練習場所に限りがあるので、隣の人と当たらないように注意する。
- ・トレーニングを行いケガのしにくい体づくりを行う。
- ・畳、床に損傷がないか確認をする。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

●未経験者コース

- (1) 対象 幼児（年長）・小学生未経験者
- (2) 定員 20名

(3) 主な練習内容

- ・礼儀作法
- ・体力トレーニング
- ・基本動作の稽古
 - 立ち方 ・八字立ち、閉塞立ち、四股立ち、猫足立ち前屈立ち、後屈立ち
 - 受け ・下段払い、上げ受け、横受け、外受け、手刀受け、横払い、横払い、交差受け、掬い受け、
 - 突き ・中段突き、逆突き、下段突き、抜き手
 - 蹴り ・中段蹴り、上段蹴り、回し蹴り、足刀蹴り、
 - 打ち ・裏拳打ち、肘打ち、拳鎚
- ・形の稽古
- ・移動基本の稽古
- ・基本組手の稽古

●小・中学生経験者コース

(1) 対象 小学生・中学生の経験者

(2) 定員 20名

(3) 主な練習内容

- ・体力トレーニング
- ・基本動作の稽古（受け技・突き・蹴り）
- ・形の稽古
- ・移動基本
- ・組手の稽古
 - ・技の当て方、受け方、返し方、合わせ技、カウンターなどコンビネーションの練習
 - ・防具を付け、試合形式

●学生・一般コース

(1) 対象 学生・一般

(2) 定員 10名

(3) 主な練習内容

- ・体力トレーニング
- ・基本動作の稽古（受け技・突き・蹴り）
- ・移動基本
- ・形の稽古



■ なぎなた教室 ■

1 競技特性（ルール等）

- ・なぎなたは応用範囲の多い武器で刃や柄で攻撃にも防御にもなり、現在のなぎなたは刃部は竹で、柄部は樫の木で作られ、210～225センチと定められている。
- ・競技には試合競技と演技競技があり、試合競技には個人試合と団体試合の2種類がある。



（試合競技）

- ・2人の試合者が、定められた部位、面部（正面と左右の側面）小手部（左右）胸部（左右）頸部（左右の外ずねと内ずね）咽喉（のど）を確実に早く打突して勝負を競う。
- ・3本勝負が原則で試合時間内に有効打突を2本先取した方が勝となる。ただし、制限時間内に所定の本数に達しないときは、延長戦を行い、1本先取した方を勝とする。

（演技競技）

- ・全日本なぎなた連盟の形、又はしかけ・応じ技の中から指定されたものを、2人1組の演技者によって行い、その技の優劣を競い合う。
- ・なぎなたの技の向上をはかるとともに、正しいなぎなたの普及発展を目的として行われる。

2 競技の魅力

- ・日本の伝統文化であり、スポーツとの違いや共通点を学ぶことができる。
- ・武道的特性を持った生涯スポーツとして幅広く行うことができる。
- ・礼儀作法等の行動様式や注意力、集中力等が深まり技を向上させることができる。
- ・身体の開き（半身、体さばき、重心の移動）、身体の向きかえ（左・右）並進運動を行い、柔軟で敏捷な身のこなしができるようになり、姿勢がよくなる。
- ・競技年齢が長く、年齢体力に応じて個人や集団でもできる。

3 教室の目的

- ・なぎなたの修練により、心身共に調和のとれた人材を育成し、社会に役立つことを目的とする。
- ・なぎなたの技術向上に伴い、合理的な刃の使い方や柔軟性、敏捷性を習得し巧緻性が育成される。

4 教室内容（練習方法等）

- ・演技競技は2人一組で行い、2人の呼吸が合うことが重要なので、呼吸法を指導し相手を尊重することに気をつけて指導を行っている。
- ・しかけ技…払い技、踏みこみ技、出ばな、二段技、三段技の練習。
- ・応じ技…受け技、抜き技、払い落とし技、打ち落とし技、巻き落とし技、流し技等の練習。

5 教室で行っている安全対策（危険防止策）

- ・教室開始時に柔軟体操の実施。
- ・床面のハガレなどのチェック。
- ・道具の扱い方の注意点をしっかり指導する。

- ・なぎなたは身を守るものであって遊び等には使わないように指導する。
- ・なぎなたは長物なので振り回さないことを特に気をつけている。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

● 幼児（年長）～一般コース

(1) 対 象 幼児（年長）～一般

(2) 定 員 20名

(3) 主な練習内容

- ・準備体操
- ・形の練習
- ・しかけ技の練習
- ・応じ技の練習



■ 銃剣道教室 ■

1 競技特性（ルール等）

- ・銃剣道は木銃を用いて相手の喉・胴等への「突き技」で競い合う競技で攻勢的で果敢なところに特色があります。
- ・試合を公正に行わせるために、禁止事項があり、これを犯したとき「反則」とし、試合中に反則を2回犯すと相手に1本を与えます。



2 競技の魅力

- ・突き技を中心とした単純な動作で会得するには容易ではありますが、奥義を極めようとするには奥深い武道です。
- ・何と云っても、スピーディであり、直線的な動きは見る側の注目を引くものと思います。
- ・理想として、公正・的確な審判により「判りやすく・スピーディで・美しい」試合をやることにあります。

3 教室の目的

- ・武道の普及振興であり、青少年の健全育成を主眼とします。
- ・主として、高校生は国体を目指して練習を実施している。
- ・小・中学生については、基本技・応用技を反復練習するとともに、大きな声を出して挨拶ができること、更には規律を守り、礼節を尊ぶ等の道徳性を高めることを目的として



1

2

3

4

5

6

8

9

10

11

12

普及振興

いる。

4 教室内容

- ・基本技、特に構え・足さばき等を重視して突いたときに姿勢が崩れないよう注意させている。
- ・また、「1本」を取るための過程を重要視させるため突いた後の「抜き」がいかに大事であるかを再認識させている。
- ・応用技については、相手の起こりを捉えることと隙を見逃さない練習をこころがけています。

5 教室で行っている安全対策

- ・練習前の入念な準備運動の実施
- ・練習間は、常に集中力を切らさず緊張感を持って練習させている。
- ・練習後の終末体操の実施
- ・床に損傷がないか、事前に点検を実施している。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

●小学生～一般コース

(1) 対象 小学生～一般

(2) 定員 20名

(3) 主な練習内容

- ・基本技の練習
- ・応用技の練習
- ・構え
- ・足捌き
- ・突きの練習



◎相撲教室

1 競技特性 (ルール等)

- ・直径4.55m (15尺) の円形または四角形をした土俵の中でまわしを締めた2人が組み合って道具を用いず、つかみ合い、相手の体を倒しあうことを競う。
- ・土俵から出るか、地面に足の裏以外がついた場合、もしくは反則を行った場合、負けとなる。
- ・その判定は行司またはアマチュア相撲では主審が行う。
- ・土俵に入り、最初はやや離れて立ち、互いに顔を見合わせ、腰を落とし、仕切り線に拳をついて準備する。これを仕切りといい、立ち合いが成立するまで繰り返す。
- ・仕切りは何度行ってもよい (制限時間がある場合はその範囲で) し、繰り返さなくてもよい。



(勝ちの判定)

- ・相手の体のうちで、足の裏以外の部分を土俵の土に触れさせた場合。投げて背中を着けても、引っ張って掌を着けてもよく、極端な場合には相手の髪の毛が着いてもその時点で相手の負けが決まる。
- ・相手を土俵の外に出した場合。相手の体の一部が土俵の外の地面に着いた時点で勝ちが決まる。

2 競技の魅力

- ・日本古来の神事や祭りであり、同時に武芸でもあり武道でもあるためその両方に触れることができる。
- ・立合いは、世界では見られない日本独自の方法である。
- ・まわし一丁で激しくぶつかり合い、勝負が瞬時に決まる場所。
- ・土俵から出るか倒されるか、極めて単純に勝負が決し、初心者が見てもわかりやすいところ。

3 教室の目的

- ・常にベストを尽くす。
- ・苦しいところから逃げない心を養う。
- ・明るい、素直、反省、積極的、感謝の心の実践。
- ・礼儀作法を身につけ体力、技術力、精神力を向上させる。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

普及振興

1

2

3

4

5

6

8

9

10

11

12

4 教室内容（練習方法等）

- ・四股
- ・腰割
- ・すり足
- ・申し合い（相撲をとる）
- ・ぶつかり稽古
- ・筋力トレーニング
- ・股割

5 教室で行っている安全対策（危険防止策）

- ・土俵に凹凸、異物がないかチェック。
- ・ケガを防止するための股割などによる柔軟、ウォーミングアップ。
- ・受身の指導。
- ・年齢、体力に応じた指導を行う。
- ・筋力トレーニングなどの補強運動による体力の向上により怪我のリスクを減らす。
- ・まわしの締め方があまいと指の怪我につながるので、生徒の体格に合わせしっかりと締め付ける。
- ・土俵に適宜水をまき表面を適度に固く滑らかに保ち、異物のない細かい砂をまいておく。
- ・ケガ、事故が生じた場合は、適切に処置する。

●幼児（年長）～一般コース

(1) 対 象 幼児（年長）～一般

(2) 定 員 10名

(3) 主な練習内容

- ・柔軟体操
- ・四股、股割、腰割
- ・すり足
- ・申し合い
- ・ぶつかり稽古
- ・筋力トレーニング



②大会誘致及びトップアスリートの招へい

子ども達に夢や希望を与えるため、大会誘致やトップアスリートの招へいを行います。事業費については、「鳥取県立武道館基金造成事業補助金」を有効に活用することにより実施します。

③競技団体や関係団体が行う強化合宿や講習会等の支援

武道競技団体や関係団体が開催もしくは県立武道館と共催する以下の事業に対して共同・協力・支援を行います。

- 県武道連盟協議会の開催（武道競技団体を対象）
- 県内公立武道館協議会の開催（公立武道館を対象）
- 鳥取県青少年武道大会 年3競技
- 地方青少年錬成大会
- 指導者養成講習会（指導者の養成）
- 地域社会指導者研修会（指導者の指導技術向上）

④障がい者・高齢者スポーツ活動支援

高齢者が参加しやすい内容の教室を実施します。
また、障害者スポーツ指導員（初級）の資格を有した職員が数名在籍していますので、障がい者の大会等へ派遣するなどの支援を行います。

■ 高齢者向け運動教室の開催 ■

武道の利用が少ない平日の午前中を有効利用し、高齢者向けの運動教室を開催します。



(ア) 教室目的

高齢者向けにウォーキングやストレッチなどの運動指導を行い、体力、柔軟性の向上を目指し、運動の楽しさを知ってもらう。

(イ) 教室内容

対 象	期数	回数（各期）	料金（1期間につき）
一般	4	10	2,000円

(ウ) 魅力

- ・さまざまな運動、ストレッチに遊びを加えることによって継続しやすい。
- ・ゆったりと無理なく動くことによって普段動いてなかった人も始めやすい。
- ・軽い運動や、レクリエーションを通してストレス発散。
- ・できなかったことができるようになるという達成感が得られる。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

(エ) 目的

- ・運動、ストレッチを通して体を動かすことの楽しさを知る。
- ・健康で寝たきりにならない体づくりをする。
- ・生活習慣病の予防。
- ・頭の体操やレクリエーションで認知症予防。

(オ) 教室内容

- ・ウォーキング。
- ・ストレッチ。
- ・バランスボールを使った遊び（レクリエーション）、ストレッチ、トレーニング。
- ・ストレッチを取り入れた踊り。
- ・寝ヨガ。
- ・ラジオ体操。
- ・脳の活性化を含めたレクリエーション。

(カ) 教室で行っている安全対策

- ・畳の道場を使用することにより、転倒時などのケガの軽減。
- ・こまめな休憩と水分補給。
- ・ウォーキング、ストレッチにしっかり時間を取って体をほぐす。
- ・バランスボールを使う際にはペアにして補助をつける。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

⑤出張指導

県内の各武道団体と連携して、地域の公民館や県内の武道館、学校などへ指導員を派遣し、武道の普及振興を図ります。



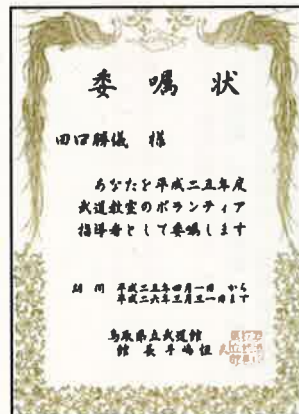
⑥県や地域との連携

県内外大学等の合宿を、とっとりコンベンションビューロー等との連携により誘致することで武道の振興を図ります。



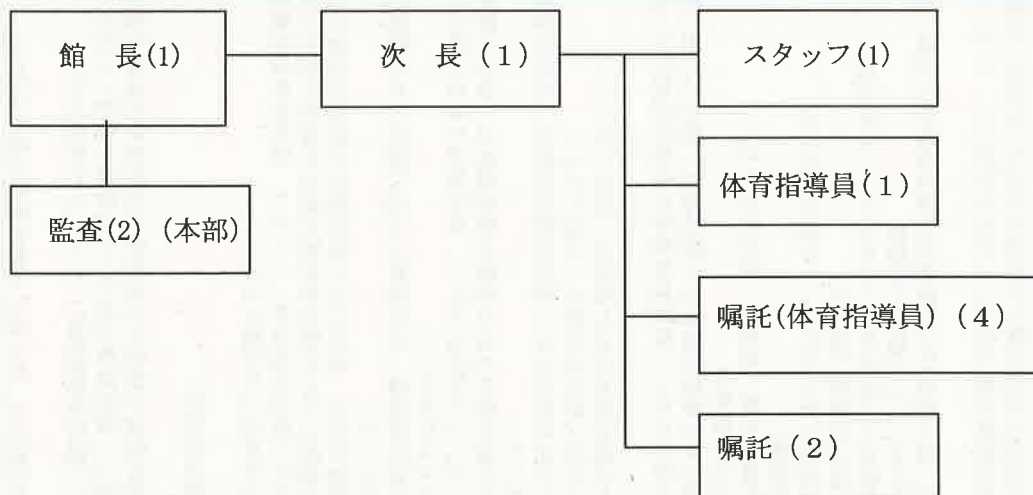
⑦ボランティア指導者活用

教室の補助としてボランティア指導者を委嘱することで、より充実した教室運営を行います。



8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※ 実施体制 施設の管理責任者として館長及び次長を配置するほか、事務、受付を主に担当する職員を3名、体育指導職員を5名の10名で管理運営を行います。

(2) 職員の職種等

職種	雇用関係	1日の勤務時間数	月間勤務日数	担当する業務内容	人件費(千円)
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者	6,901
次長	常勤	8時間	21日	施設管理、防火管理	4,651
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、経理、	3,307
体育指導員	常勤	8時間	21日	武道教室指導	4,062
嘱託 (体育指導員)	常勤	8時間	21日	武道教室指導	2,134
嘱託 (体育指導員)	常勤	8時間	21日	武道教室指導	2,203
嘱託 (体育指導員)	常勤	8時間	21日	武道教室指導	2,434
嘱託 (体育指導員)	常勤	8時間	21日	武道教室指導	1,952
嘱託	常勤	8時間	21日	受付	2,203
嘱託	常勤	8時間	21日	受付	1,980
	10名				31,827

保有する資格

職名	資格
館長	防火管理者上級講習終了、2級ボイラー技師、危険物取扱者乙種4類、体育施設管理士、普通救命講習終了 社会保険労務士、行政書士試験合格、日商簿記2級
次長	甲種防火管理者、中・高校教諭一種（保・体）、柔道五段、日体協公認コーチ（柔道）、全柔連公認指導者A級 普通救命講習修了、上級体育施設管理士、障害者スポーツ指導員C級、柔道B級審判員
スタッフ	普通救命講習修了、日商簿記検定2級、英検2級
体育指導員	弓道錬士五段、普通救命講習修了、上級体育施設管理士、障害者スポーツ指導員C級、応急手当普及員、応急手当指導員、公認スポーツ指導員（弓道）
嘱託 （体育指導員）	普通救命講習修了、銃剣道範士8段、短剣道教士8段、相撲4段、柔道2段、銃剣道上級指導員
嘱託 （体育指導員）	普通救命講習修了、応急手当指導員、剣道四段、なぎなた初段、柔道初段、中・高校教諭一種（保・体）
嘱託 （体育指導員）	普通救命講習修了、ソフトテニス Expert 級指導員
嘱託 （体育指導員）	普通救命講習修了、剣道4段
嘱託	普通救命講習修了
嘱託	普通救命講習修了

（3）現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

（公財）鳥取県体育協会では、「県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

人件費は最大のコスト要因ですが、同時に、人材のいない職場に成長はあり得ません。私達は「人材は財産」を基本的な考え方としています。

- 性別・年齢・障がいなどによる差別をしない「人物本位の採用」
- 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」
- 個々の役割と成果に応じた「適確な処遇」

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

(4) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名
管理事務室・受付	8:30~17:15	館長
管理事務室・受付	8:30~17:15	次長
管理事務室・受付	13:30~22:15	スタッフ
指導・受付等	13:30~22:15	体育指導員
指導等	8:30~17:15	嘱託(体育指導員)
指導・受付等	13:30~22:15	嘱託(体育指導員)
指導等	13:30~22:15	嘱託(体育指導員)
公休	公休	嘱託(体育指導員)
受付	8:30~17:15	嘱託
公休	公休	嘱託

※ 標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長又はスタッフを管理事務室・受付に配置。(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとります。)
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- ・受付に常時1名配置。

一週間の勤務ローテーション(例)

	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	休	A	B	B	休
次長	B	休	B	休	A	A	B
スタッフ	B	休	休	A	A	B	A
体育指導員	A	A	B	休	休	A	B
嘱託(体育指導員)	休	B	B	休	B	A	B
嘱託(体育指導員)	B	B	A	B	休	休	A
嘱託(体育指導員)	A	A	A	B	休	休	A
嘱託(体育指導員)	B	休	B	休	A	B	A
嘱託	休	B	A	A	B	A	休
嘱託	休	休	A	B	A	B	B

A 8:30~17:15

B 13:30~22:15

(5) 人材育成

私たち公益財団法人鳥取県体育協会は、職員一人ひとりの能力を活かし、組織の力を最大限に引き出し高めていきます。

そして、将来のビジョンで示されたみんなで創ろう「活力あんしん鳥取県」の実現に向けて人材育成に取り組んでいきます。

本施設は、子どもから高齢者・障がい者等全ての県民が平等、公平に利用できる施設であり、武道を通じての社会教育の場でもあります。

また、『施設の安全』が優先されなければならないことを認識し、体系的な研修を実施していきます。そのために「安全性・公共性」の理解と実践を基本的な研修課題としながら、その上に「快適性・利便性」に関する研修、更に「専門性・特殊性」に関する研修を位置づけ実施していきます。

①研修基本方針

体育施設運営の根幹をなすのは、日々の活動を担う職員です。

県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくためには、職員一人ひとりがそれぞれの役割に対応した能力を備えられるようにするとともに、職員の意欲に対応して、各人の能力を最大限に開発・伸長することにより、組織力を一層強化していかなければなりません。また、職員は、自らの持てる力を施設において最大限に発揮することにより、職務遂行を通じた達成感の高揚や自己実現を図ることが求められます。こうした視点に立ち、職員研修の目標を以下のように設定し、効果的な研修（職場外研修・職場研修・自己啓発支援）を実施していきます。

- 1 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚などの意識の涵養（かんよう）を図ること。
- 2 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取組姿勢を身に付けること。
- 3 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上を図ること。
- 4 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得を図ること。
- 5 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

1

2

3

4

5

6

7

9

10

11

12

組織

②研修計画

すべての県民が平等、公平に気持ちよく施設を使用していただくため、(公財)鳥取県体育協会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、階層別・職別研修を体系的に実施していきます。

また、各施設においても更に良質なサービスが提供できるよう、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。

○OJT（職場内研修）

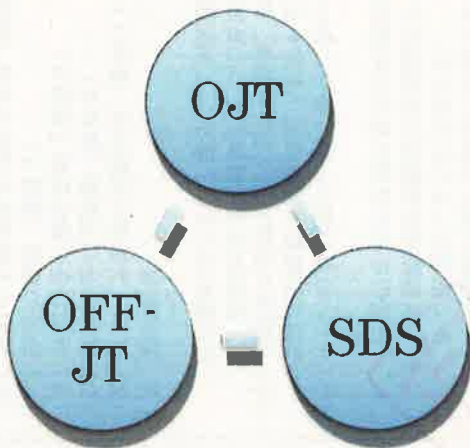
職場で上司などから実際の仕事を通じて計画的・意図的に実施される個別指導。

○OFF-JT（集合研修）

職場を離れて体育協会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修

○SDS（自己啓発）

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム



研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF・JT
救急法（AED 取扱含）講習	・応急手当、怪我等万が一の対応力の習得	職員（応急手当指導員）	ON・JT OFF・JT
人権研修	・差別なき社会を構築するため、人権集会は当然に、県の研修から地域の小座談会に参加し人権意識の高揚を図る	外部 内部	ON・JT OFF・JT
環境問題研修	・循環型社会の構築能力を習得する	外部 内部	OFF・JT ON・JT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員（指導員）	OFF・JT

【全職員研修】（*対象 全職員）

【初、中堅スタッフ必須研修】（*対象 スタッフ、体育指導員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF・JT
規定・規則の理解	・体育協会規定、就業規則の理解	事務局	OFF・JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	ON・JT
救急法（AED 取扱含）講習	・応急手当、怪我等万が一の対応力の習得	職員（救急法指導員）	ON・JT OFF・JT
防犯・危機管理研修	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応	職員・外部	ON・JT OFF・JT
個人情報保護法に関わる研修	・個人情報保護規定理解	事務局	OFF・JT

【管理職研修】（*対象 体育指導員、スタッフ、館長、次長）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報取扱研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法令研修	事務局 職員（社会保険労務士）	OFF・JT
改正規定、規則の理解	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解	事務局	OFF・JT
メンタルヘルス対策研修	・安全配慮義務を理解し、業務によるストレスの排除、対処方法の習得	職員（社会保険労務士）	OFF・JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用研修 ・モチベーション維持研修	外部	OFF・JT

*全職員研修は、臨時職員、委託清掃員も必須研修とします。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

組織

【経理・福利厚生担当者研修】（*対象 担当者）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	・ 体育協会共通の経理の習得研修 ・ 施設の特性を踏まえた施設経理の習得	事務局 施設	OFF・JT ON・JT
社会保険実務研修	・ 給付内容の理解 ・ 手続き方法の習得	職員（社会保険労務士）	ON・JT OFF・JT

【指導員研修】（*対象 体育指導員、スタッフ等）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	・ 事故を未然に防ぐ方法等 ・ 利用者に対するアプローチ法	職員	ON・JT
衛生管理と機器メンテナンス	・ 日常清掃作業基準と実施方法	職員	ON・JT
指導員資格取得支援	・ 日本体育協会公認上級スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援	研修及び受講	計画的に実施する
蘇生法・救急法	・ 心肺蘇生法（AED取扱含） ・ 応急手当等の知識・技術の習得	職員（応急手当指導員）	ON・JT OFF・JT

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特に記載なし

10 委託、工事請負の発注予定

5年間分の管理を委託することでコストの削減を行います。

(単位：万円)

種別	内容	期間	金額 【概算5年分】 (万円)	発注先	選定 方法	県外事業者 へ発注する 理由
清掃	清掃業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	3,099	県内業者	指名競争入札	
機械設備	機械設備等保守点検業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	4,672	県内業者	指名競争入札	
消防設備	消防設備保守点検業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	630	県内業者	指名競争入札	
警備	警備業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	70	県内業者	指名競争入札	
エレベーター保守	エレベーター保守業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	239	県内業者	指名競争入札	
自家用電気工作物	自家用電気工作物保安管理業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	170	県内業者	指名競争入札	
自動扉	自動扉保守点検業務	平成26年4月1日～平成31年3月31日	110	県内業者	指名競争入札	

1

2

3

4

5

6

7

8

9

11

12

関係法令・委託

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 12

社会的責任

1 1 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、
 - 法定雇用率を達成している。(障がい者雇用状況報告書の写し添付)
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、
 - 障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

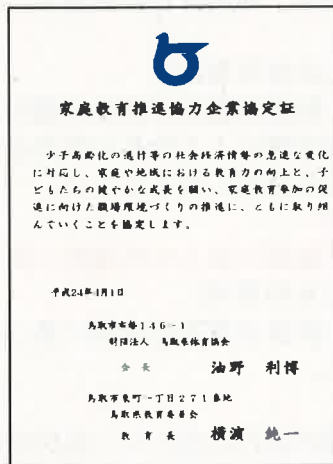
- 男女共同参画推進企業に認定されている。(認定書の写し添付)
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I種又はII種規格 認証等

- ISO14001又はTEAS I種規格またはII種規格に基づく環境管理システムについて
- 認証登録されている。(登録証の写し添付)
 - 認証登録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。
(協定書の写し添付)
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。



12 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているため、引き続き指定管理者制度に管理業務を移行するに当たって、初心に帰り接遇等の研修を行い、職員の資質をさらに向上させ施設運営に臨みます。

(2) その他

① 指定期間5年間事業展開

平成26年度～28年度

- ・ 中学校授業武道必修化研修協力
- ・ 鳥取県武道連盟協議会、鳥取県公立武道館協議会活性化
- ・ 体育指導員の積極的な外部指導（出張指導）



平成29年度～30年度

- ・ 新規スポーツ教室計画
- ・ 子供たちに夢や希望を与えるため、スポーツ振興基金を活用し、オリンピック出場選手等のトップアスリートを招へいたイベント実施
- ・ 生涯スポーツとしての武道人口拡大

② 社会貢献について

当協会では、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域等の支援活動を行っています。

自動販売機の売上の一部を「米子市手をつなぐ育成会」他の団体に活動資金として寄付を行います。

③ 交通規制遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることが伺われますが、公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

④ 許可の手続き

利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）については、鳥取県行政手続条例に則した手続きを行います。

⑤ スポーツ安全保険の提供

公益財団法人スポーツ安全協会を取り扱っているスポーツ安全保険に加入し、より安心して活動していただくために、制度のPRや加入手続きのお世話をします。

（掛金 中学生以下年 800円他 本人障害、共済見舞、相手方賠償）

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

その他

⑥忘れ物保管方法等の徹底

「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

忘れ物（拾得物）マニュアル

- 1 忘れ物（落し物）の届け又は職員が発見した場合は、ただちに別紙様式による「忘れ物台帳」に記入すること。
- 2 貴重品は、1年間保管した後処分すること。
 - ・現金は、1週間以内に警察に届ける。
 - ・高価な物と判断される場合は、警察に届ける。
- 3 衣類、靴、ノート類は6ヶ月保管した後処分すること。
- 4 忘れ物、拾得物は3ヶ月間窓口、ロビー等に置き周知を図ること。
 - （貴重品は、ロビーには置かない）
- 5 警察署への届出及び廃棄処分した場合には、忘れ物台帳に記載すること。
- 6 忘れ物を引き渡す場合は、受取人にどんな状況で合ったのか、よく確認のうえ引き渡すこととし、忘れ物台帳に記載すること。
 - （本人確認のできるものの提示）

⑦人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付、差別落書きを発見した場合には「差別落書き対応マニュアル」（別紙8）により措置します。



<差別落書き対応>

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針及び対応マニュアルを作成することにより、人権が尊重される社会づくりを目指す。

2 対応要領

(1) 差別落書き等が発見した場合、通報を受けた場合の対応について

① 職員が発見した場合

職員が差別落書きと思われるもの（判断し難いものを含む。以下「差別落書き等」という。）を発見した場合、施設管理責任者及び施設所管課（以下「施設管理責任者等」）へ速やかに連絡する。

② 県民等から通報があった場合

ア) 通報者からの聞き取り

県民等から通報を受けた場合は、丁寧に対応し、事象の発生場所や内容を把握するとともに、通報者の氏名、住所、電話番号等を聞き、記録しておく。

イ) 速やかな連絡

通報者から聞き取りを行った後、速やかに施設管理者へ連絡する。

(2) 現場の保存と記録

連絡を受けた施設管理者は、直ちに差別落書き等のある場所に赴き、複数の職員で現場を保存し、差別落書き等の内容、使用したと見られる筆記用具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録する。

記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による遮へい及び使用禁止等必要な措置を行うとともに、現場の写真撮影により記録をする。

(3) 現場の処理

現場確認の完了後、施設管理者等の指示により差別落書きの消去を行い、その後使用禁止措置を解除する。

(4) 施設の適正な管理、維持保全について

施設内の巡回、点検、清掃等の際には落書きには十分注意することの徹底。特にトイレ、休憩施設、更衣室等不特定多数の者が出入する場所については、重点的に巡回、点検を行う。また、普段から施設の清掃を十分にいき、落書きが行いにくい環境づくりに努める。

3 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進

差別事象として指摘があったものについては、速やかな情報収集に努め、関係団体等と連携をとりながら、施設・体育協会と協議しながらそれぞれの立場での役割分担を明らかにする。

また、差別事象の確認等においては、事象を生み出した背景を捉え、施設として取り組むべき課題を明らかにし、次のとおり課題解決に向けた取組を行う。

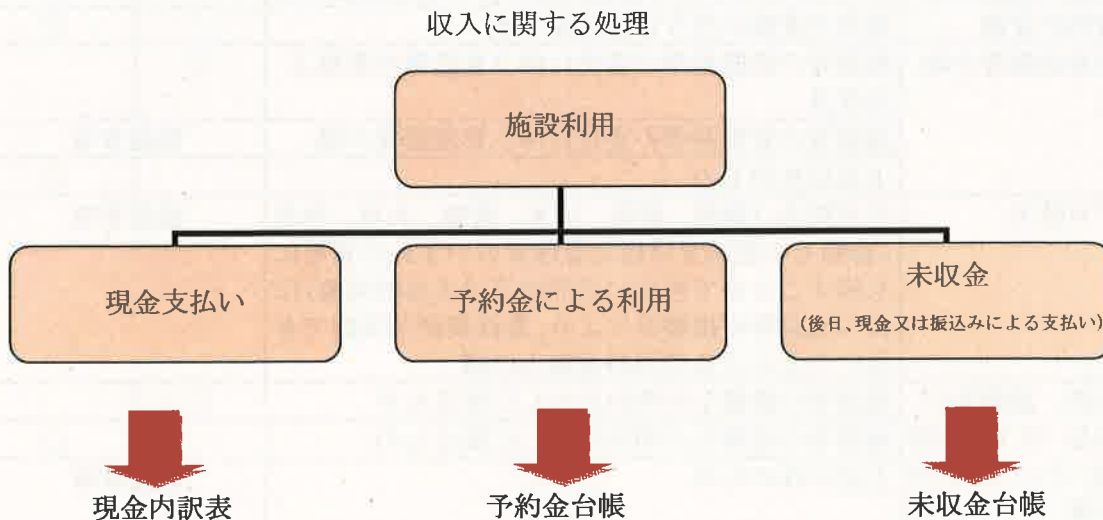
- (1) 「差別事象に深く学ぶ」ことを基本に据えた啓発活動を展開する。
- (2) 職員に対する研修内容・方法等について差別事象を踏まえて点検・見直しを行いその充実を図るとともに、職務遂行上で差別に結びつくような施策の実施・行動を行うことのないように絶えず点検を行っていく。
- (3) 関係団体の研修体制の確立と研修内容の充実を図るための方策を検討し、研修の推進に努める。
- (4) 差別行為を指摘したために、かえって自らが不利益に陥ることのないように、社会に訴え得る力を持った人づくりに努める。
- (5) 差別意識の払しょくをめざし、指導者等の研修の充実を図る。



⑧適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行なうとともに、監事2名による年2回の内部監査を行ないます。また、県監査委員の監査も受検します。

1 当日の利用状況



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

その他

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

その他

売上集計表の作成

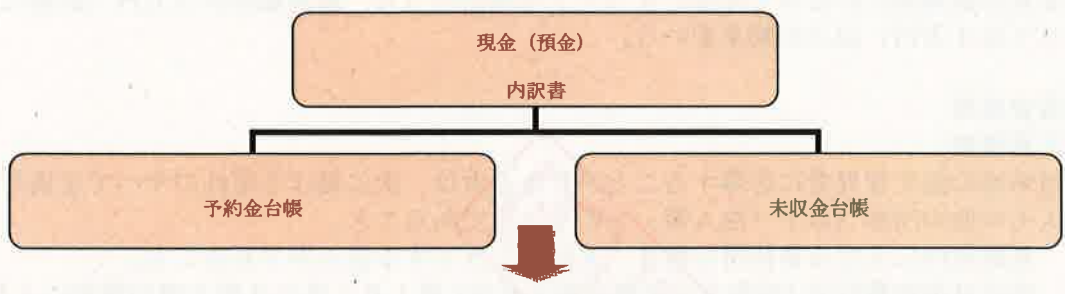
利用団体ごとで本日の利用で使った施設・設備・使用人数、支払い形態を区分したもの
 ＊この集計表が未収金台帳、予約金台帳、日計表等すべての処理の基礎となる。



利用状況日計表

2 当日現金の動き

現金、予約金、未収金でそれぞれの台帳に上げていく。利用施設、件数、人数、雑収入、イベント、教室等、その日一日で得た収入を各項目にもれなく上げていく。



利用日計表

施設の利用者人数、利用金額の合計

⑨保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」へ加入します。

- ・施設所有(管理)者賠償責任保険(免責5,000円)
 - 対人1億円／1事故3億円
 - 対物1事故500万円
- ・スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)
 - 200万円
- ・昇降機賠償責任
 - 対人(1名2,000万円、1事故1億円)
 - 対物500万円

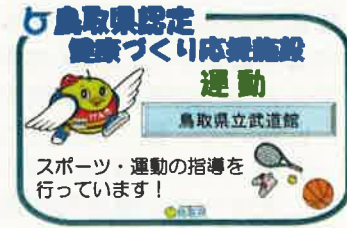
⑩館内の禁煙

鳥取県の禁煙施設認定制度に禁煙施設として認定され、館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置しています。(タバコの自販機は設置しておりません)

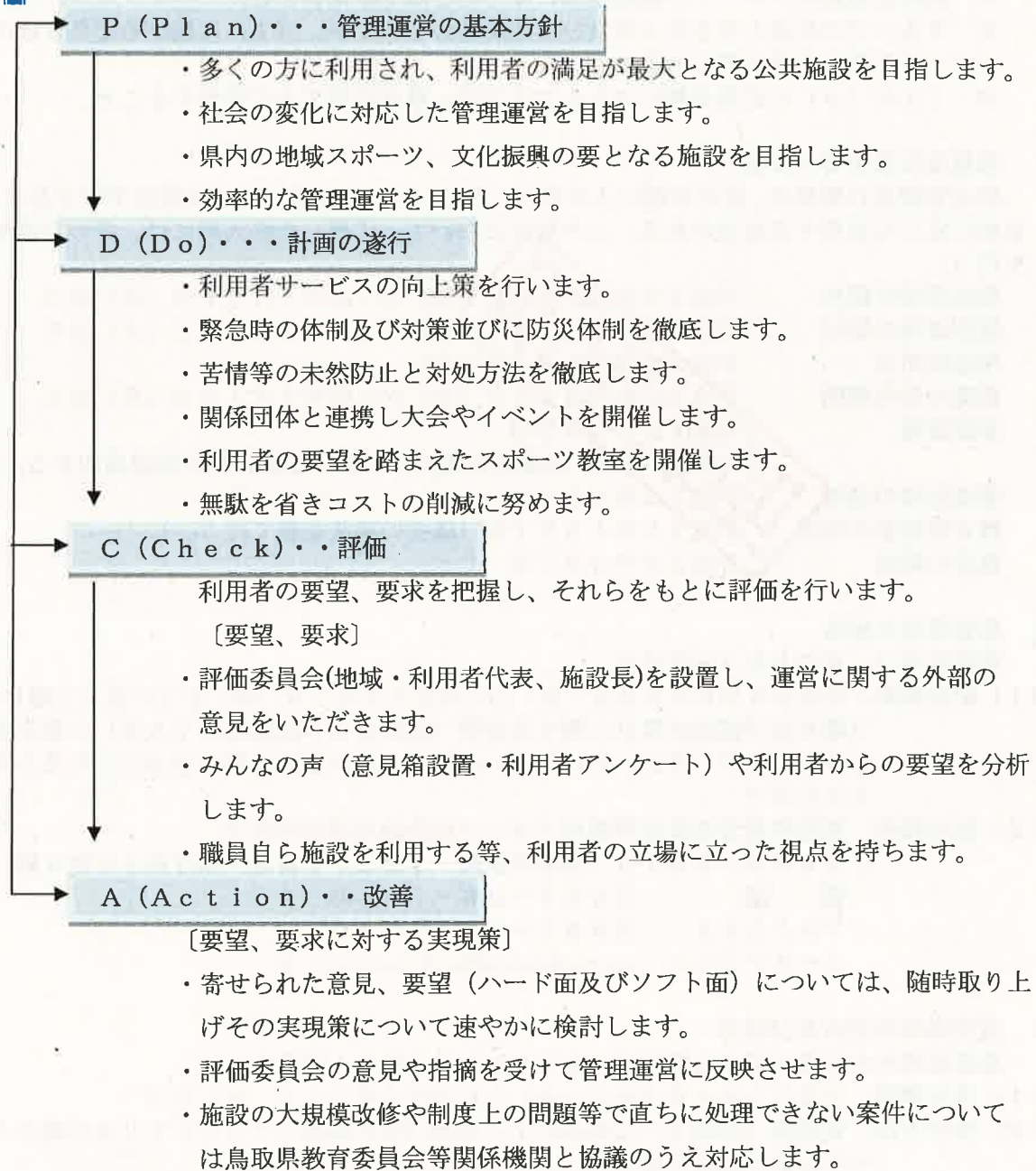


⑪健康づくり応援

武道館を通じて県民が健康で豊かな生活ができるよう、健康づくりを応援します。



⑫管理運営の効果的な実施



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- その他

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

その他

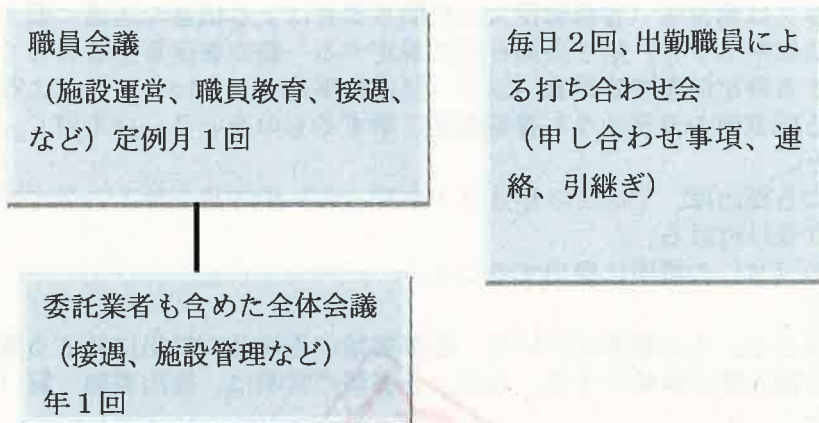
⑬守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

⑭内部会議による管理運営効率の向上

- ・毎日打合せ会を行い、連絡事項の徹底と職員の意味統一を図ることとします。また、休暇及び時差出勤の職員体制のために、連絡ノートによる伝達により確認を行います。
- ・内容に合わせて職員会議を実施します。

機構図



⑮地産地消型の施設運営

- ・消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いた上で県内業者を積極的に利用します。
- ・外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- ・「鳥取県グリーン購入基本方針」に沿って、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。

⑯駐車場の使用料

通勤で必要なため、車を要する場合は近隣に駐車場を借り駐車します。

⑰鳥取県体育協会職員が保有する資格等について

(公財) 鳥取県体育協会職員が保有する資格等については、別紙11のとおりです。

⑱ 武道館 平成24年度 施設所管課による業務点検評価結果

項目	評価	点検結果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] <input type="checkbox"/> 施設設備の保守管理・修繕 <input type="checkbox"/> 施設の保安警備、清掃等 <input type="checkbox"/> 事故の防止措置、緊急時の対応	B	<input type="checkbox"/> 各種点検業務、機械警備業務、清掃委託業務について、業者と委託契約を締結し適切に実施している。 <input type="checkbox"/> 職員が巡回し、危険箇所等の確認し、修繕の必要があった場合には迅速に対応している。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] <input type="checkbox"/> 利用の許可 <input type="checkbox"/> 適正管理に必要な利用者への措置命令 <input type="checkbox"/> 利用料金の徴収、減免	B	<input type="checkbox"/> スポーツの振興を図るため、関係団体と連携し、利用者のニーズに合った主催事業(武道講習会など)を開催し好評を得ている。 <input type="checkbox"/> スポーツ教室の拡充やイベントの開催等により収入の確保に努めている。 <input type="checkbox"/> 利用料徴収、減免について、基準に従い適正に行われている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] <input type="checkbox"/> 利用受付・案内 <input type="checkbox"/> 付属設備・備品の貸出し <input type="checkbox"/> 利用指導・操作	B	<input type="checkbox"/> 受付窓口での案内をはじめ、利用者へ積極的に声をかけ、利用者が親しみやすく、かつ、利用しやすいよう心がけている。
[利用者サービス] <input type="checkbox"/> 開館時間、休館日、利用料金等 <input type="checkbox"/> 利用者へのサービス提供、向上策 <input type="checkbox"/> 施設の利用促進 <input type="checkbox"/> 個人情報保護、情報公開 <input type="checkbox"/> 利用者意見の把握・対応	A	<input type="checkbox"/> 各種のイベントを計画したり、開催することをホームページ等で周知している。 <input type="checkbox"/> アンケートにより利用者からの意見を把握し、管理運営に取り入れている。 <input type="checkbox"/> 武道以外の利用も積極的に行い、施設の有効利用に努めている。
[収入支出の状況]	A	<input type="checkbox"/> 新規イベントの企画や各種教室の拡充などの積極的な取り組みにより、一層の事業収入の促進に努めている。 <input type="checkbox"/> 外部への各種委託業務について、職員自らができることは自前でを行い、委託項目を減らすなど経費の節減に努めている。 <input type="checkbox"/> 県委託料を縮減した上に剰余金も発生させており、十分な成果をあげている。 <input type="checkbox"/> 武道の振興はもとより武道以外の使用目的においても、空き時間、空きスペースを利用していただくことにより、収入の増に繋げている。
[職員の配置]	B	<input type="checkbox"/> 適切な管理運営を行うにあたって、適正な人員配置がなされている。
総括	B	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入後、新規イベントの企画、外部委託での経費の節減、利用者からの意見反映、利用者の利便性の確保を図っており、適切な管理運営を行っている。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

その他

《評価指標》

- A: 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- B: おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- D: 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。